

報告要旨

第1日目
午前の部

国際法上の海賊(Piracy *Jure Gentium*)に対する国家管轄権の適用 —国連海洋法条約の妥当性と限界—

森田 章夫 (法政大学教授)

海賊は、古くから存在する海上犯罪であり、一般慣習国際法上、あらゆる国に(普遍主義)、立法・司法・執行管轄権がすべて認められることで、唯一のものであったと理解されてきた。これは、旗国主義の保護法益である海上交通に対して一般的危険を及ぼすものとして(「人類共通(一般)の敵」(*hostis humani generis*))、その取締に国際社会全体の共通利益が認められた結果であると理解されている。このような海賊の取締に関する国際法は、条約規定としても、戦間期及び第二次世界大戦後の法典化作業を経て、1958年の(第一次)国連海洋法会議において公海条約の諸規定として結実し、それらが現在、国連海洋法条約に引き継がれていることは周知の事実である。

本報告で課せられた課題は、近時の事案をも踏まえて、「海賊」に対する国家管轄権行使に関する国際法上の諸問題を検討することである。このような観点からすると、「海賊」概念及びそれに対する管轄権行使については、19世紀、戦間期、公海条約起草時、1980年代と、その射程をめぐって様々な議論があったことも事実である。しかし、特に、21世紀に入って引き起こされた近時の諸事件(ソマリア沖海賊問題、シーシェパードによる調査捕鯨船攻撃)は、この国連海洋法条約規定の限界を問題とするものであったり(執行管轄権、司法管轄権)、射程の再検討を迫るものであったため(「海賊かどうか」=立法管轄権)、実務上のみならず学問的にも、極めて注目に値する。そのため、国連海洋法条約上の諸規定を出発点としながら、問題となったこれらの諸事例を理論的に検討し、同条約の明文規定が認める国家管轄権適用の妥当性と限界を明らかにすることにより、国際法上の海賊(Piracy *Jure Gentium*)概念の再検討を行うこととする。

海上法執行活動に伴う use of force の概念をめぐって

森川 幸一 (専修大学教授)

沿岸国は、その沿岸水域(領海、接続水域、排他的経済水域)において、それぞれの水域ごとに国際法が認めた範囲内で、航行、漁業、犯罪等の規制のための国内法令を制定し、その遵守を確保するために、外国船舶に対しても乗船、臨検、拿捕などの強制措置を執ることができる。他方で、公海上の船舶は、原則として旗国の排他的管轄権に服し、旗国の同意がないかぎり、旗国以外の国

が強制措置を執ることはできない。もっとも、公海の法秩序を確保するために、各国が、公海上で一定の警察権を行使して、軍艦や政府船舶を除く私有船舶に対して海上犯罪の規制を行う場合がある。その典型例が海賊行為の取り締まりである。その過程で、たとえば、容疑船舶を停船させ乗船を実施するために、物理的な「力 (force)」が用いられることもある。

こうした広い意味での「海上法執行活動」に伴う use of force の概念をめぐっては、一方で、それを国連憲章 2 条 4 項や、同条項の文言を踏襲した国連海洋法条約 301 条にいう「武力の行使 (use of force)」の一類型として位置づけ、その解釈・適用を通じて合法的な「武力の行使」と違法なそれとを区別する主張が存在する。他方で、国連海洋法条約の関連規定を実施するための多数国間条約である 1995 年の国連公海漁業協定の「検査官の安全の確保に必要とされる場合およびその限度を除き、また、検査官がその義務の遂行を妨害される場合を除き、実力の行使 (use of force) を避けること。実力の行使は、その状況において合理的に必要とされる限度を超えてはならない」(22 条 1 項 (f)) という規定に見られるような、海上法執行活動に伴う「実力の行使」は、国連憲章 2 条 4 項や国連海洋法条約 301 条にいう「武力の行使」とはまったく別範疇の概念であり、その合法性は、国連憲章 2 条 4 項の規則とは異なる別の国際法の規則に従って決定されるという主張も存在する。

英語では同じく use of force と表現される国連憲章 2 条 4 項や国連海洋法条約 301 条にいう「武力の行使」と、国連公海漁業協定にいう「実力の行使」とは同一の概念か、それとも別範疇の概念か、仮に後者だとした場合、両者を区別するための基準は何か、また、その合法性はいかなる規則によって決定されるかといった問題は、これまでいくつかの国際判例でも問題とされてきた。本報告では、対立する上記の二つの主張を整理するとともに、主に関連する国際判例の分析を通じて、これらの問題に可能な限り明確な解答を与えることを目的とする。

午後の部

ソマリア「海賊」問題と国連 —「安保理の機能変化」論との関わりで—

山田 哲也 (南山大学教授)

本報告は、ソマリア沖公海における海賊とソマリア領海内における海上武装強盗 (以下、両者をあわせて便宜上、ソマリア「海賊」問題と記す) を巡る、国連安全保障理事会 (安保理) の対応を検討するものである。

安保理決議 1816 (2008 年 6 月 2 日) を皮切りに、安保理は累次の決議を通じて、ソマリア「海賊」問題に対する国際的な取り組みを進めてきた。当初、安

保理は、海賊問題に関する国連海洋法条約 100 条以下の規定を下敷きにしつつも、ソマリア領海内における海上武装強盗の抑止・取締りのため、外国船舶のソマリア領海への立ち入りも許可し、あらゆる必要な措置 (all necessary means) を用いることを許可するなど、従来の公海・領海二分論や海賊取締まりに関する国際法規則を超える、新たな枠組みを導入した。もともと、これらの枠組みは、ソマリア暫定連邦政府 (TFG) の事前の要請と同意を前提とするものであって、安保理による一方的な強制措置であるとはいえない。とはいえ、一連の安保理決議は国連憲章第 7 章にも言及しており、その意図や法的効果については十分な検討を要しよう。

「海賊」行為を行った者に対する刑事管轄権の設定については、次第に国連海洋法条約や海洋航行不法行為防止条約 (SUA 条約) といった既存の条約を超えて、国家間の新たな協力関係の構築が求められるようになってきている。

周知のようにソマリアは、1990 年代以降、事実上の無政府状態が継続しているという、特殊な状況下にある。そのため、「海賊」問題への安保理の対応も、「国際の平和及び安全の脅威」となっているソマリアの状況の改善を図ることを目的とするものであって、「海賊」問題そのものが「国際の平和及び安全の脅威」であるとは性格付けていない。現下のソマリア情勢が「海賊」を生み、「海賊」がソマリア情勢の悪化に拍車をかけている、という理解である。とはいえ、上述の通り、ソマリア「海賊」問題への取り組みは、従来の国際法の枠組みでは捉えきれない側面を有しており、それ故に安保理決議採択時においては、一部の途上国からの懸念も示されてきた。「海賊」問題そのものを「国際の平和及び安全の脅威」と認定しなかった背景には、ソマリアにおける「海賊」問題が、他の海域における同種の問題に波及することを防ぐという配慮も見られる。

本報告では、ソマリア「海賊」問題の経緯や一連の安保理決議の内容を踏まえつつ、これらが、冷戦後のいわゆる「安保理の機能変化 (拡大)」や「安保理による立法」を巡る議論とどのように関わるのか (関わらないのか)、さらには「海賊」問題への取り組みが国際法に対していかなる影響を含意しているのかについて検討することとしたい。

ソマリアにおける「紛争」とソマリア沖海賊問題

－「国際社会」の対応と今後の課題

杉木 明子 (神戸学院大学准教授)

近年、アデン湾・ソマリア沖で多発する海賊事件は、安全保障、経済問題、人道支援の問題等とリンクして捉えられ、国際協力の必要性が求められている。通常、海賊問題を解決するには、海賊行為がハイ・リスク、ロー・リターンとなる管理体制を整える必要であるとされ、ソマリア沖海賊問題に対しては、①海

上警備と海賊の処罰に対する国際協力、②ソマリアおよび周辺諸国による取締り能力の向上、③ソマリア情勢の「安定化」と統治機能の回復が必要であるといわれている。既に各国が艦船を派遣し、海上警備を強化するとともに、ソマリア及び周辺諸国の海上保安機関職員に対する研修や訓練を実施している。だが、海賊問題の根本的な解決に不可欠な③に関しては、人道支援・雇用創出のための支援やアフリカ連合ソマリア・ミッション（AMISOM）による平和維持活動が行なわれているが、国内の情勢に合致した対策が講じられているとは言い難い。

1991年のバーレ政権崩壊以降、ソマリアの領土は事実上3つの地域（北西部の「ソマリランド共和国」（国際的には未承認）・北東部の「プントランド」・南部）に分かれており、北西部と北東部の治安はほぼ安定しているが、南部では紛争が継続している。「国際社会」は、国連の主導によって誕生した「暫定連邦政府」（TFG）を「合法的な政府」として支援を行なっているが、TFGが実効的に支配しているのは南部の一部にすぎず、TFGは海賊組織が拠点を置く地域（「プントランド」および中央部の沿岸地域）へ影響力を行使することができない。「国際社会」はこれまでTFGの統治機能を強化することでソマリアの安定化を図ってきた。だが、一般的に「破綻国家」において紛争解決、平和構築を行なうために用いられるトップダウン・アプローチによる「国家再建プロジェクト」をソマリアへの導入することは、ソマリア情勢と完全に齟齬をきたしている。紛争の当事者（クラン、ウォーロード、アルシャバブなどの武装組織など）の勢力バランス、海賊組織の状況、ソマリ社会の実態を考慮するならば、地域のイシニアティブによって海賊問題に対処する制度を構築する方がより現実的であり、効果的であると考えられる。むしろ、ボトムアップ・アプローチを実施するには、主体となる地域的枠組みやアクター、ルールや手続きなど検討すべき課題は多々ある。また、このようなアプローチは、1960年に成立した「ソマリア」を前提とする「国際社会」の取り組みと対峙し、1964年にAUの前身であるアフリカ統一機構が定めた「国境線不変更の原則」に抵触する可能性があることから、アフリカ諸国や他国の反発が予想される。

本報告ではこれらの点を念頭に置きながら、海賊問題に付随する重層的な問題を考察し、「国際社会」の対応の問題と今後の方策を検討していきたい。

Law Enforcement in the Ocean: Some Current Issues

Alfred H.A. Soons (Professor, Utrecht University School of Law)

More intensive uses of the ocean, in combination with greatly extended areas of coastal State jurisdiction as well as a growing intensity of criminal activities at sea have over the past several decades led to a significant increase in law enforcement activities

at sea.

These law enforcement activities are carried out by States in three capacities: as *flag States* (the traditional rule beyond the territorial sea), as *coastal States* (under general rules of international law and treaty law) and as *otherwise interested States* (as exceptions to the flag State rule).

After briefly defining the notion of “law enforcement”, the presentation will first and mainly look at the third category of States (*otherwise interested States*), and inquire if there is a trend of expansion of situations in which such States are entitled to undertake law enforcement actions at sea (e.g., in addition to instances of piracy and slave trade: illegal broadcasting, drugs and human trafficking, economic and arms embargo violations, transport of waste or materials for weapons of mass destruction (WMD), IUU fisheries, civilian protests) and what the possible legal bases for such actions could be (including consent, treaty and the authority of the UN Security Council).

A related question is if such “otherwise interested” States may undertake enforcement measures in areas under jurisdiction of (other) coastal States. In cases where the legal basis for the action is consent of the flag State, the question will be addressed when such consent may be presumed to be present. In relation to actions against stateless ships, the presentation will attempt to clarify when such status may be deemed to exist.

The second part of the presentation will briefly look at some related specific issues: which assets may be used for maritime law enforcement purposes; the means of coercion that may be employed; impact of human rights obligations; questions of State responsibility; and recent technological developments that may have an impact on some of the traditional rules concerning law enforcement at sea, for example in relation to the exercise of the right of hot pursuit by coastal States.

第2日目
午前の部

国際法規範形成における倫理

位田 隆一（京都大学教授）

法律学では法と倫理は峻別すべきものとされ、倫理は法の埒外にある。国際法学においてもそれは一般に妥当する。国家の主権的意思が国際法規範の源泉であり、国家は自己の意思により設定した国際法によってのみ行動が規制される。他方で、国際法の形式的法源は条約と慣習法であるのに対して、実質的法

源として倫理や正義が語られることがある。すなわち国際法規範の内容は、国際社会の道徳または倫理、公正によって基礎付けられる中で、形成される。その例として「pacta servanda sunt」や「jus cogens」が挙げられる。とりわけウィーン条約法条約に jus cogens (強行規範) の概念が取り入れられたことは、国家の意思を越える国際社会の倫理または道徳の存在を再認識させる。

こうした観点から現代国際社会を見れば、法規範としての体裁を得ていないが、国際社会の基本的な価値が示され、それが国家の行動を律する基礎となっているように見受けられるものがある。「人類」や「地球」、「多様性」といった概念は、一般的抽象的でありそれ自体で「法」を構成しているものとは言い難いが、それが内包している価値や規律性は否定できない。また視点を変えれば、「法か非法か」の二項軸に立っていた従来の枠組みに対して、既存の法に反する又は法の欠缺部分を補う非拘束的規範としての「ソフトロー」概念の登場も、法と倫理の対峙からの止揚を示すものであるように思われる。これらの状況は、法と倫理が交錯する可能性を示しており、法と倫理の関係を再考察する必要性を示している。

もっとも、元来が国内法の平面での法と倫理の関係を国際社会に投影して、社会の構成員が個々の人間ではなく抽象的存在としての国家である場合に、国際社会の「倫理」とは何かがまず問われる必要がある。さらにアприオリに倫理の基盤となる国際社会の基本的価値をどう捉えるのか。その基本的価値やそれに基づく倫理はどこから生じるのか。永く法理学の命題として考察されてきた問題をにも踏み込むことになる。しかし、この点に対する深い考察は本報告の範囲ではない。

倫理と法の関係を形而上学的な省察に終わらせることなく、実定国際法の域内での検討を行わなければ、上述のような状況を解明することにつながらない。就中、法に対する倫理の影響を測る場合には、ある具体的な倫理規範により法規範がどのように影響を受け、どのように変化していくのか、を検討する必要がある。これは国際法の側から見れば、法規範形成と変動、変容のプロセスを検討することにつながる。

本報告では、こうした国際社会の「法と倫理の交錯」の状況を、国際法規範形成における揺らぎと捉えて、国際社会での倫理の捉え方と機能、そして倫理が法規範形成に与える影響等について、検討する。

国際商事仲裁と国家法秩序の関係

中野 俊一郎 (神戸大学教授)

国際法上、狭い意味での法以外の規範が果たしうる役割が注目されつつあるのと軌を一にして、従来、国家法の適用をもっぱら念頭において準拠法の選択

を規律してきた国際私法の分野では、国家法以外の規範による取引紛争の規律が議論の対象とされている。とりわけ国際商事仲裁においては、1985年のUNCITRAL 国際商事仲裁モデル法の強い影響下で、非国家法や *lex mercatoria*、善と衡平を実体判断基準とすることが広く認められるほか、準拠法の決定にあたって仲裁廷は仲裁地の国際私法に拘束されないとする考え方や、当事者による国際私法の指定を認めるといった考え方も根強い。国際民事訴訟は国家司法機関において行われることから、手続は法廷地国法、実体判断は法廷地国国際私法が指定する準拠国家法により、判決効の発生や消滅は法廷地国が第一次的にこれを定めるという形で、法廷地国法秩序による強いコントロールに服することが認められてきた。これに対して国際商事仲裁の場合には、当事者の合意を不可欠の基礎とし、当事者自治が広く認められる手続により、国家機関でない仲裁人・仲裁廷が紛争の裁断的解決にあたるという特質から、実体判断基準の決定についても、より高い自由度が認められてきたものと思われる。

しかしながら、国際商事仲裁と国家法秩序は無縁のものではなく、両者が関わりをもつ局面には、裁判所による仲裁手続への援助、仲裁判断の取消し、保全処分の発令・執行など様々なものがありうるため、これら複数の問題領域を通して両者の関係をどう統一的に理解すべきかについては、いまだ確固たる考え方が確立しているわけではない。とりわけ近年では、仲裁判断取消訴訟を排除する合意を認める立法が行われたり、逆に仲裁判断取消事由を合意によって拡張する考え方も一部に示されているほか、フランスやオランダにおいては、仲裁地国裁判所で取り消された仲裁判断の執行を認める事例が報告され、ドイツでは、仲裁地国で確認判決を受けた仲裁判断につき、確認判決ではなく仲裁判断の執行によるべきものとする先例変更があったりと、議論はさまざまな局面で新たな展開を見せつつあるように見える。そこで本報告においては、最近の各国における立法や裁判例で浮上したこれらの問題を概観することを通して、国際商事仲裁と国家法秩序の関係のあり方について考えてみることにしたい。

午後部

第1分科会「国際組織のアカウンタビリティ」

第1分科会趣旨説明

コーディネーター 西村 弓（東京大学准教授）

第2日目午前のセッションでは法の定立及び解釈適用過程を通じた狭義の適法性の問題や他の社会規範との整合性といった問題が検討されるが、そこでの問題提起を受けて、この分科会では、人権、倫理、透明性などの価値が国際組織の活動に対してどのような影響を与えているのかを、一方では開発援助のあり方や安全保障追求に際しての人権保障といった具体的題材を取り上げ、他方

では「グローバル行政法」や「立憲主義的アプローチ」といった方法論との関係において検討することを目指す。国際組織の活動を規律する規範が、今日、どのように、またいかなる内容で生成し発展しているのか、それらの規範が伝統的な国際法との対比でどのような特徴を有するのかが論じられるとともに、これらの分析を通して国際法の規範的性質が逆照射される側面も検討対象となる予定である。

「国際組織のアカウンタビリティという問題」の位相

—グローバル行政法論を素材に—

宮野 洋一（中央大学教授）

本分科会に科せられた「国際組織のアカウンタビリティ」という問題設定については、いくつかの基本的態度があり得よう。ひとつは、国際法を依然として主として主権国家間の法として捉えた上で法実証主義的立場をとる伝統的かつオーソドックスな立場からのそれであり、「アカウンタビリティ」というような現段階で実定法的に「熟していない」概念・現象の検討は「(国際)法学的には」生産的ではない、あるいはよく扱えないとして立ち入らないとするものである。いまひとつは、基本的には同じ立場からであっても、グローバリゼーションやグローバル・ガバナンスといった現実現象の展開の中で、アカウンタビリティが国際組織にも現実に関わっていることを、国際法学にとっても現実的な課題であると捉え、その内実を明らかにし対処する方向を探ろうとするものである。この場合、最終的な目標モデルあるいは評価基準として Responsibility を問うる制度などを想定するのかどうかによって、「アカウンタビリティ」の評価も消極的なものにとまるのか、積極的な意味を見いだすことになるのか結論は分かれることになろう。さらに、この後者の立場を一層つきつめて、前提である国際法の捉え方や法源の理解の仕方という出発点自体を見直す契機を見いだすという態度も想定されるであろう。

当分科会の他の3人の報告者がいずれも、国際組織のアカウンタビリティを比較的内在的観点からとらえ、それぞれの具体的な素材（UNDP、PKO、安保理）をベースに実証的に論じられるであろう、という想定の下、また、当分科会の基調・総論的な報告をという要請をふまえて、本報告では、主題をもう少し外から眺めて、より広い問題状況（「価値」的言説としては Legitimacy 論や Constitutionalization 論などと対比し、また主体としても intergovernmental Organization だけでなく NGO・民間業界団体・国内行政機関なども視野にいれて眺める）の中で「国際組織のアカウンタビリティ」という問題設定そのものが、どう位置づけられ、どのような問題を提起し得るのかを考えてみたい。その際、NYU の Kingsbury 教授らの展開するグローバル行政

法論や ILA の国際組織のアカウンタビリティ委員会の報告書を素材として使用することによって、上述の3つの基本的態度の違いが浮き彫りにされることになるであろう。

国際機構法とアカウンタビリティ

—国連開発計画（UNDP）の開発援助活動を事例として—

秋月 弘子（亜細亜大学教授）

本報告では、国際機構の活動に関してアカウンタビリティという概念が取り入れられるようになったことにより、国際機構法（国際機構が一方的に定立する法、国際機構設立条約の下位に位置づけられる法秩序）やその効果に何らかの影響が生じてきているのか、生じているとするならばそれはどのようなものであるのか、を考察することを目的としている。具体的には、国連開発計画（UNDP）の開発援助活動の事例を取り上げ、検討する。

UNDP の開発援助活動を取り上げる理由は、おもに4つある。第一に、アカウンタビリティという考え方は行政管理（public management）の透明性や結果責任を問うものとして導入されてきており、国連諸機関の中でも類似の活動を行っている UNDP のような機関の活動を検討するのが妥当と考えられること、第二に、UNDP は国連内の中心的な開発援助機関として国連を上回る規模の資金的、人的資源を有すること、第三に、UNDP は 130 を超える国・地域において開発援助活動を行っており、活動の普遍性が考えられること、第四に、国連の開発援助活動では、「1つの国連（One UN）」という考え方に基いて国連諸機関の活動の調整と統合化が図られるようになっており、UNDP を取り上げることによって国連諸機関の開発援助活動におけるアカウンタビリティについて、ある程度一般化して考察することが可能であると考えられること、である。

UNDP は、活動および会計の合規性、手続き的正当性のみならず、効率的な運営、目標の達成（効果）、政策の妥当性・倫理性などもアカウンタビリティに含める立場を取っており、アカウンタビリティという概念が、行政管理や法の領域にとどまらず、それらを超えるものとして用いられている実態が確認できる。

また、個々の活動のみならず、より上位の政策形成のアカウンタビリティも問われるようになってきたことから、具体的な成果を測るために各種の目標やガイドラインが策定されるようになってきている。これらの政策、目標、ガイドラインなどは、国際機構が一方的に定立するもの（国連/UNDP の内部的な法）であるが、内部機関（UNDP の総裁、職員、現地事務所など）を拘束するだけでなく、UNDP の開発援助活動に参加する他の行為主体にも影響を与えている（対外的な効果を生じている）実態も確認できる。

このような国際機構法の対外関係における事実上の効果は、アカウンタビリテ

ィ概念が導入されたことにより、明確に表れるようになってきたと考えられる。

国連安全保障理事会における立憲主義の可能性と課題

—国際テロリズムに関する実行を中心に—

丸山 政己（山形大学講師）

冷戦後、国連安全保障理事会（安保理）が設立当初予想されていなかったような形で憲章第7章に基づく権限を拡大させるようになって、およそ20年が経過した。国際組織のアカウンタビリティ概念が盛んに議論されるようになった背景の一つに、そうした安保理の機能変化があることは確かである。例えばReinischは、国際組織が（準）立法、行政及び司法的機能を通じてグローバル・ガバナンスの領域に直接的に関与するようになり、また個人の基本的権利を侵害するようになった結果、「誰が監視者を監視するのか（*quis custodiet ipso custodiet?*）」という古くからの問題を再検討すべき状況が生じていると指摘し、解決の糸口として、アカウンタビリティ概念を検討している。本報告で検討する国際組織における立憲主義は、これとほぼ同じ文脈に位置づけることができるであろう。

近年、国際社会における立憲主義の名の下に多種多様な議論が展開されているが、国際組織法に限定した形で整理すると、次のようになるであろう。伝統的に、国際組織の活動と任務は、一方で組織の実効性・権限の拡大、他方で加盟国の国家主権の尊重という対立軸で評価されてきたように思われる。しかし、この対立軸に基づく分析枠組は、国際組織がその活動において個人の権利義務に大きな影響を及ぼすようになってきた現状に照らして限界がある。この点、Klabbersは、「機能主義（組織の実効性・権限の拡大）」対「立憲主義」に基づく分析枠組を提示している。ここで国際組織における立憲主義とは、端的に言えば、①権限の抑制と②国際社会の規範的一体性を志向する分析概念である。①は、安保理の活動をいかに法に基づかせるかの問題である。機能主義の立場に立てば、憲章とは国連の組織法であり、他の国際組織の組織法ではない。従って、類似の活動に携わる場合には国連の組織法に基づく判断とその他の組織法に基づく判断が競合・矛盾する可能性がある。②は、そうした問題への対応として想定される。「国際共同体の利益・価値」といった概念には、この規範的一体性を基礎づける役割が期待されている。なお、機能主義と立憲主義を全てにおいて対立的に捉えるのではなく、連続的に捉えるべき側面もありうることに注意が必要である。

以上を踏まえて、本報告では、安保理の活動の基礎づけとしての立憲主義と、制約要因としての立憲主義の2つの側面から、国際テロリズム関連の実行を分析し、立憲主義の可能性と課題を検討してみたい。但し、分科会テーマとの関

連から、制約要因としての立憲主義に重点をおく。具体的には、安保理に対する法的制約の淵源及び内容（実体法的側面）と法的コントロール（制度的側面）について、近年の国際判例（欧州司法裁判所の Kadi 事件や自由権規約委員会の Sayadi 事件等）を手がかりに検討する。なお本報告は、立憲主義をあくまで分析概念、すなわち様々な法的諸問題を理解する際の視点として検討するものであり、実定法概念として確立していることを主張するわけではない。その意味で、立憲的アプローチと呼ぶ方が適切であろう。

国際組織の「アカウントビリティ」概念

—その意義とプロブレマティク—

吉田 脩（筑波大学准教授）

19 世紀中葉、イギリスのロリマー（James Lorimer, 1818-1890）により、「国際組織」（international organisation）なる学術用語が作り出され、その後、この語がドイツのシュッキング（Walter Schücking, 1875-1935）あるいは米国のレインシュ（Paul S. Reinsch, 1869-1923）らに継承され、世界的にも広く定着してゆくとともに、国際組織は、日々流動し続ける国際関係の主たる一つの担い手として、その活動分野と規律対象を徐々に拡大させてきた（Pitman B. Potter, ‘Origin of the Term International Organization’, 39 *AJIL* (1945), 803）。ライニシュ（August Reinsch）も指摘するように、20 世紀のほとんどにおいて、国際組織法における諸学説は国際組織体の法人格性の探求に焦点を当ててきたとも評されようが、これに加えて、今日では、国際組織の「アカウントビリティ」（accountability）なるものが議論の対象とされるようになってきたのである。

国際法の言説における「アカウントビリティ」概念導入の主たる「効用」は、それが、従来の伝統的な「アカウントビリティ・メカニズム」たる主権国家ないし国際組織の法的責任論を超えた、より射程の広い概念的な議論を包摂する点にある、としばしば言われる。このような主張の背景には、いかなる学問的な問題意識が潜在しているのであろうか。ライニシュ、ハフナー（Gerhard Hafner）らこの分野における主な論者の学説ないし分析を手掛かりに、まずは、国際組織の「アカウントビリティ」概念の意義を探求する。

また、本報告では、事例として、国連緊急軍（UNEF-I 1956-1967）、コンゴ国連軍（ONUC 1960-1964）とその軍事活動を巡る請求処理の問題を採り上げ、その史的な考察を試みることで、国際組織の「アカウントビリティ」を照射したいと考える。例えば、「現在まで、私法の性質を有する第三者請求は、常設の請求委員会の設立に頼ることなく、処理されてきた」のであり、過去及び現在に至る国連平和活動のほぼすべてにおいて、慣行上、いわゆる「地方請求審査委員

会」(local claims review board)が設置されてきたとされるが (UN Doc. A/51/389, Report of the Secretary General, 20 September 1996)、創成期の国連平和維持活動についてできても、その運用実態は一般に知られていない。このような言わば「陰」の部分を開示された国連公文書・記録資料を基に照らし出すことにより、国際組織の「アカウンタビリティ」における諸問題の一端を提示したい。

第2分科会「企業の社会的責任とグローバル・コンパクト」

第2分科会趣旨説明

コーディネーター 神前 禎 (学習院大学教授)

経済のグローバル化、企業活動の国際化のなかで、企業に求められる社会的責任やリーダーシップも質的変容を迫られている。国家を主要対象としてきた国際法も、企業の活動に一定の基準や制限を課すような規範を、国家を通じて、また時には伝統的な国際法とは異なる方法で構築しており、それらの規範は、様々な意味において、国際私法や国際取引法の平面に影響を及ぼし、実務的にも重要な意義を有するに至っている。本分科会においては、第2日目午前のセッションでの問題提起を受けて、こうした規範がいかなるものか、そしてそれが実際の企業活動にどのような影響を及ぼしているかという問題について、多様な角度から検討する。

国際労働基準とCSR

—ILO 基準における労使参加の意義と限界—

吾郷 真一 (九州大学教授)

企業の社会的責任 (CSR) は、国際法体系に2つの側面に関係する。一つは法源論の側面であり、各種のCSRの内容が法規範としてどれだけ伝統的な国際法体系の中に位置づけうるかという点である。もう一つは法主体性論の側面で、企業という私人がどこまで国際法の直接的規制対象となりうるか、ないしは定立過程に参加できるかという点である。ILOは国際労働基準設定が重要な活動内容であるが、政府間国際組織でありながら、労使という非政府主体を正式な構成員として包含していること (三者構成主義) に特殊性があると同時に、90年を超える国際労働条約作成とその実施の監視という実践を通じて、上記2つの問題点に直接の回答を与えてきている。CSRとして語られるもののうち、労働社会問題 (あるいはもっと広く人権問題) に関連する命題の多くは400近く存在する国際労働基準のなかに内包されており、その意味でILOを見ることはCSRと国際法の関係を考える場合に大きい指針を与えてくれる。ただ、そこにはや

はり基本的には政府間国際組織であることの限界がある。条約を批准できるのは政府だけであるし、その実施について国際法上の責任を有するのも政府だけだからである。今のところ直接企業や労働者に適用される国際労働基準は「多国籍企業に関するILO三者宣言」のみである。ILO憲章19条のもとで総会が正式に採択する条約や勧告と違って理事会によって採択されたところに、その妙味（直接に企業を名宛人としていること）と弱点（監視手続の欠如）がある。宣言の「解釈」という手法を用いて、正式なILO条約や勧告の実施を担保していく仕組みを一部模倣してはいるが、実効性の上でははるかに既存の条約勧告審査手続に及ばない。結果として2000年以降はOECDの多国籍企業行動指針に吸収されたきらいがある。そういう状況下で脚光を浴びているのが民間の認証機構などが行う労働基準に関するCSR認定である。その最たるものが2010年末に採択（『発行』）が予定されているISO26000である。これは国際法上の条約でもないし、政府間国際組織が採択する非拘束的な決議でもない。さらにISOはこれについて認証は行わないことになっている。しかし、内容的には極めてILO条約に近い性格を持ち、かつ直接的に企業に適用されるという意味で実効性は高い。一方、純粋に民間のNGOが行うCSRの認証活動もあり、これも注目しなくてはならないが、正当性の面で疑問が残る。これに比して国際労働組合組織が多国籍企業との間に締結する枠組み協約が散見されるようになってきたが、これは民間イニシアチブでありながらも正当性の観点からは評価できるのではないだろうか。いわばグローバル社会における労働協約として位置づけることができ、私的自治によって自由は認められるものの、協約両当事者が国際公益（国際労働基準）を基礎に合意する限りにおいて、CSR文書としては完成度が高いと言えるからである。

企業の社会的責任（CSR）と国際法的規制の検討

梅田 徹（麗澤大学教授）

2005年に人権と企業の問題に関する国連事務総長特別代表に任命されたラギーは、2008年に提出した報告書の中で、企業と人権をめぐる諸問題の根本的な原因はグローバリゼーションが造り出したガバナンス・ギャップ（governance gaps）にあり、このギャップをいかに埋めるかがわれわれの基本的課題（挑戦）であると述べた。ガバナンス・ギャップの存在は、企業と人権の問題に限られるわけではない。環境問題、国境を越える企業犯罪、経済犯罪についても、まったく同様のことが言える。このギャップを狭める（あるいは埋める）ためにはどうすればよいのかについては、企業の自発的な行動に期待する、CSRを強調する立場がある一方で、国家による規制、あるいは国際社会による規制を強化する必要があると説く立場がある。本報告では、ラギー報告が提案した（人権

に関する)「保護・尊重・救済」枠組み、そして、ラギーが斥けた人権責任草案を素材として扱うものであるが、本質的にはガバナンス・ギャップに対処するかというところに焦点を置いていることをあらかじめ了解されたい。

ラギーが提唱した「保護・尊重・救済」枠組みは、①第三者による人権侵害を防止する国家の責務、②権を尊重する企業の責任、③救済へのより効果的なアクセスの必要という三要素からなり、それぞれは「差別化されてはいるが相互に補完的な責任」を負うと説明されている。ラギーは、それまで人権保護促進小委員会において議論されてきた企業人権草案について、国家の責任と企業の責任を明確に区別しない点、企業に国際法上の直接的な責任を負わせようとしている点を主たる理由としてその正当性を斥け、それに代わる新たな枠組みを提唱した。この点について国際法学者の間では批判が多い。本報告では、このあたりの議論についても触れるつもりである。

しかし、むしろ、私が評価したいのはラギーのこの問題に対する姿勢、見方である。ラギー報告の特徴としては、マルチ・アクター、マルチ・レイヤー（多層）、グローカリズム、ダイナミズム、オプティミズムを指摘することができる。国家、企業、市民社会、人権実施機関等のアクターがそれぞれの役割を認識しつつ、国際社会の公共領域における善（この場合は、企業の悪事の抑制、規制、被害者の救済）の実現に向けて行動することが期待される。こうしたダイナミックな動きの中で、国家的な法規制、あるいは国際法的規制がどのような役割を果たせるのか。国際法学者にとっても、こうした見方、捉え方は大いに参考になると思われる。法的規制の問題としては、国内法の域外適用（具体的には、属人主義、普遍主義の適用等）の可能性に対する期待が大きい。ガバナンス・ギャップを埋めるためには、短期的には、諸国による国内法の域外適用努力の進展に、そして、長期的には、うまくいけばその先に見えてくる企業の国際法主体性の確立、そんなところが目指すべき一つの目標であるように思うが、いかがであろうか。

多国籍企業と国際的な CSR

—国際私法・国際取引法の視点から

高杉 直（同志社大学教授）

本報告では、国際私法・国際取引法の領域において、国連グローバル・コンパクト（GC）や OECD 外国籍企業行動指針などの法的拘束力を有しない「国際的な社会規範」が、特に企業の社会的責任（CSR）に関して、現在どのような影響を及ぼしており、今後どのような影響を及ぼし得るかについての検討を試みる。検討の際に念頭に置くのは、[1] 労働基準・環境基準の緩い A 国の会社 S が、A 国で GC に反する行為を行った場合、被害者等が S の親会社である B 国の会社 P

に対して直接の法的責任を追及したり、B国政府等がPを通じてSの反社会的行為を実効的に規制したりすることができるか、[2] SとPの間に資本関係はないが、事業提携・取引契約その他一定の関係がある場合、Sの反社会的行為に関してPの責任追及やPを通じたSの行為規制ができるか、という問題である。Pに対する民事法上の責任追及に関連して国際裁判管轄や適用法規（準拠法）が、反社会的行為の実効的規制に関連して国家実質法の強行的適用や域外適用などが、それぞれ問題となる。その前提として、裁判上・規律上の管轄を及ぼすために必要とされるPとSとの関連性と、国際的な社会規範の考慮・適用の可能性を検討する必要がある。

これら問題を検討するに当たり、本報告では、米国や欧州における議論を参照する。第1に、多国籍企業の民事法上の責任追及に関し、米国では法人格否認が比較的容易に認められPの直接責任が肯定されるとの指摘があるが、国際的規範の考慮・適用可能性の観点から、OECD行動指針が解決に大きな影響を与えたと評されている1977年のBadger事件をはじめ、最近の諸事例を対象として再検証する。国際法違反行為に関する民事責任の追及手段として注目されている外国人不法行為請求法（Alien Tort Claims Act）についても若干の考察を行う。欧州については、ブリュッセルI規則及びローマII規則を中心に、国際裁判管轄や不法行為準拠法に関する議論を紹介する。その過程で、欧州人権条約が果たし得る役割や国際的社会規範の考慮・適用可能性についても検討したい。第2に、多国籍企業に対する国際的CSRの実効性を確保するためには、各国の法人法、外人法、契約法上の強行規定や、その域外適用などが重要となる。GC参加企業の中には、取引相手先に対しGC遵守義務を課す条項を自社の契約書式中に定めるものが見受けられる。このような国際的な社会規範を考慮した企業実務を確認しつつ、国家の側からのさらなる実効性確保のための枠組みについて検討する。

グローバル時代の法をめぐる実務的課題

一 経済連携協定（EPA）の可能性

佐藤 安信（東京大学教授）

グローバリゼーションにより引き起され、あるいは顕在化してきた、いわゆるグローバル・イシュー（地球規模の課題）に国家主権の限界を越えて対応しようとする気運が、「人間の安全保障」というパラダイムを拡大深化させている。90年代後半のアジア経済危機と、最近の世界金融危機を経て、ますますグローバル市場で国境を越えて活動する企業の社会的責任（CSR）、つまり市場の公共性に対するビジネス倫理が問われ、新たな市場のルールとしての国際法規範の生成を促しつつある。国連グローバル・コンパクト（GC）が国連という多国間

の枠組みを使って、国連の理念を推進し、課題に取り組むパートナーとして、グローバル企業の行動規範の生成を促している。これは、国際法と国内法のギャップを埋める、ソフトではあるが、より直接的なトランスナショナル（越境）法とでもいべき法分野の発展ともいえよう。

汚職、人身取引などの越境的な課題については、国際犯罪としてその対策が条約化されてきている。日本も国内法を整備してこれらの責任者を国外犯としても処罰できるようにした。外国公務員への贈賄については、米国の連邦海外腐敗行為防止法など、より広範に米国の証券取引所に上場していれば米国で処罰できるなど一国の法律の域外適用も注目されている。つまり、グローバルな市場を通じて利潤を追求する企業は、国際法のみならず、関連する国内法のコンプライアンスを求められるばかりでなく、さらには消費者や投資家などのステーク・ホルダーによる評価と制裁を背景とした国連 GC のような CSR 基準の尊重に腐心しなくてはならない。

しかし、日本企業を始めとする先進国の企業は、途上国における脆弱な法の支配に直面し、理想と現実の狭間で苦悩している実態もある。たとえば、ベトナムにおける日本の ODA を背景とした PCI のベトナム公務員への贈賄事件の背景には、このような途上国政府に対する契約不履行などの民事紛争に対して、有効な法的手続が期待できない実情がある。ましてや、国営企業や民間相手の紛争、さらに、現地法人の子会社が契約上の不履行などに直面した場合、その解決はさらに難しい。現地の司法や行政上の機能不全、中立性や独立性の問題、さらにはこれらに関連した汚職の実態がある。商事や投資協定上の仲裁にも執行や管轄上の問題がある。

本報告では、特に具体的事例として日越経済連携協定（EPA）上の投資環境整備小委員会を梃子とした日越ビジネス紛争処理メカニズム構想を紹介する。このような EPA を背景とした、持続可能な投資環境のための代替的紛争処理（ADR）を官民連携（PPP）で設置することは、紛争を奇禍とした汚職を防止し、法曹の法務ビジネスによる連携と連帯を促すことになろう。